

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年6月24日 (第3回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	北上市 (03206)
地域名 (地域内農業集落名)	南部 (上組(相去村)、川口、仲町、下組(相去村)、上家、本郷、山根、平林、和田赤坂、土井、大谷地、三十人町、成沢、日香下、本町、十文字(黒沢尻町)、新町(黒沢尻町)、川原町、大曲、橋本、鍛冶町、栄町、花屋町、和野(黒沢尻町)、川岸、孫屋敷・古城場、住吉、若宮、蒲谷地、有田、上野町、打越、古川、筑淵、中央、宿、満田、下川原、元中、銀座、親和、小島崎)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1125.34 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	850.43 ha
② 田の面積	824.93 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	25.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	25.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	77.0 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	238.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	110.4 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・圃場条件を見ながら、水稻の作付若しくは水田転換畑での大豆や小麦、高収益作物(野菜等)の転作を維持していく必要がある。  
 ・狭小区画かつ宅地化が進むエリアを擁するが、今後の作付け計画について、保全管理も含めて検討していく。  
 ・小規模農家は高齢化が進んでいるため、次の担い手をどのようにしていくか検討していく。  
**【地域農業にかかる情報】**  
 担い手:個人経営体63人、団体経営体(法人・集落営農組織等)11経営体  
 主な作物:水稻、大豆、麦、高収益作物(キャベツ、人参、アスパラガス等)、小菊

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・麦、大豆や野菜等へ、水田農業施策(水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業)を活用しながらの転換を進めていく。  
 ・話し合いによる農地の集約化を進め、生産コストの低減を図り、所得向上へ繋げる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理事業を通じた貸借によって、担い手への集積を進めるとともに、地域の話し合いにより農地の集約化へ努めていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	69.57	%	将来の目標とする集積率 75.98 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・法人を中心とした集約化が進んでいる。今後は、新たな担い手の確保を行い、作業効率の高い圃場を中心に更なる集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、原契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・原契約の更新時期を迎える際には、原則として農地中間管理事業での貸借を進める。 ・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあつては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

③ドローンや無人ヘリを用いた防除による作業の省力化・低コスト栽培に資する技術を、積極的に導入する。  
⑧地域農業の維持・拡大を図るため、農業用施設の整備や更新を検討する。

